

京都薬科大学知的財産・産学官連携センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都薬科大学知的財産・産学官連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、京都薬科大学（以下「本学」という。）の研究シーズと民間企業、大学等教育研究機関、国及び地方公共団体等（以下「民間等」という。）の学外シーズとの連携を推進し、本学の教育研究活動の進展に資するとともに、知的財産の創出並びに地域社会における学術研究の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 産学官連携事業の推進に関すること。
- (2) 共同研究及び受託研究の推進に関すること。
- (3) 民間等との技術交流の推進及び実施に関すること。
- (4) 知的財産の審査等に関すること。
- (5) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関すること。
- (6) 知的財産に関する教育及び啓発に関すること。
- (7) その他産学官連携及び知的財産に必要な事業の調査、企画及び実施に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 産学官連携コーディネーター
- (4) その他の職員

2 センターに、センターの業務を実行するため、客員教員及び知的財産アドバイザーを置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、学長をもって充て、センターに関する業務を総括する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、副学長及び研究科長をもって充て、センター長を補佐する。

(産学官連携コーディネーター)

第7条 産学官連携コーディネーターは、センター長の推薦により、第9条に規定する運営委員会の議を経て決定する。

2 産学官連携コーディネーターは、本学の知財創生、研究開発支援、研究に関する広報活動、研究に関する契約支援、産学官連携のリスクマネジメント、産学官連携の窓口業務および産学官連携に関する人材育成・啓発活動を、その職務とする。

(部門)

第8条 センターに、第3条に規定する業務の特定事項を推進するため、部門を置くことができる。

2 部門に関し必要な事項は、次条に規定する運営委員会の議を経てセンター長が定める。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、知的財産・産学官連携センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の審議事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関する事項
- (2) 産学官連携事業の企画、立案及び実施に関する事項
- (3) 知的財産の管理及び活用に関する事項
- (4) 知的財産教育及び啓発事業の企画、立案及び実施に関する事項
- (5) その他産学官連携及び知的財産に関する事項

(委員会の構成)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 産学官連携コーディネーター
- (4) 知的財産アドバイザー
- (5) 事務局長
- (6) 学長が必要と認める者

2 前項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長)

第12条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副センター長がその職務を代行する。

(委員会の議事等)

第13条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(知的財産評価審査部会の設置)

第14条 センターに、次の各号に掲げる事項を審議するため、知的財産評価審査部会(以下「評価審査部会」という。)を置く。

- (1) 発明等の技術的評価及び審査に関する事項

- (2) 知的財産権の帰属に関する事項
 - (3) 本学に帰属又は譲渡された発明等に係る知的財産権の承継に関する事項
 - (4) 本学が所有する特許等の技術移転又は維持に関する事項
 - (5) その他発明等に関する理事長からの諮問に関する事項
- (評価審査部会の構成等)

第15条 評価審査部会は、次の各号に掲げる部会員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 科学系長
- (4) 産学官連携コーディネーター
- (5) 知的財産アドバイザー
- (6) 学長が必要と認める者

2 前項第6号の部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の部会員は、再任されることができる。

(評価審査部会の部会長)

第16条 評価審査部会に部会長を置き、センター長をもって充てる。

2 部会長は、評価審査部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する副センター長がその職務を代行する。

(評価審査部会の議事等)

第17条 評価審査部会は、部会員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 評価審査部会の議事は、出席部会員の3分の2以上で決する。

3 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第18条 センターに関する事務は、研究・産学連携推進室において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規則(一部改正)は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規則(一部改正)は、2019年9月1日から施行する。